

令和3年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

【条例改正概要】

認知症GHの改正内容について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

★この動画での説明する項目

1. 運営推進会議を活用した外部評価について
2. 計画作成担当者の配置基準の緩和

★この動画での説明する項目

1. 運営推進会議を活用した外部評価について

2. 計画作成担当者の配置基準の緩和

● 運営推進会議を活用した外部評価について

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】

基準

< 現行 >

自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。

< 改定後 >

自らサービスの質の評価を行うとともに、次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。

i 外部の者による評価

ii 運営推進会議における評価

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議	○ 6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 6月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 2月に1回以上 開催 追加 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施!	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
外部評価	— ※H27～ 介護・医療連携 推進会議に統合	—	— ※H27～ 運営推進会議に 統合	○ 都道府県が指定 する外部評価機 関によるサービ スの評価を受け、 結果を公表	—	—	— ※H27～ 運営推進会議に 統合

● 運営推進会議を活用した外部評価について ②

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第118条第8項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価(新設)

※引き続き従前の方法による外部評価も可能です。

実施方法は下記の通知等を御確認ください。

○「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号)(

● 本市ホームページの掲載場所

川崎市 KAWASAKI CITY

Google 提供 検索 検索の使い方 拡大 標準

文字の大きさ 色

トップ 暮らし・手続き お知らせ イベント・募集 市の施設 みとこ

現在位置： [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [ダウンロード](#)
【事業者向け】外部評価・自己評価

【事業者向け】外部評価・自己評価

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) 2021年7月6日
コンテンツ番号33052

自己評価及び外部評価等の取扱いについて

自己評価及び外部評価等の取扱いについて

- 自己評価及び外部評価等の取扱いについて（通知）(PDF形式, 77.15KB)

評価結果提出届

ダウンロード

- 介護保険被保険者になりたいとき
- 要介護認定に関わるとき
- 介護給付費に関わるとき
- 【事業者向け】問い合わせ
- 【事業者向け】介護下げ・返還関係
- 【事業者向け】居

「外部評価」
と検索する

○ホームページの掲載場所

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『ダウンロード』⇒『【事業者向け】外部評価・自己評価』

● 外部機関を利用した外部評価についての注意事項

今年度から外部評価の実施回数緩和申請の期限が当該年度の6月末までとなっています。次年度以降も同様の予定ですので、御注意ください。

Ex.)令和3年度の緩和を申請する場合 ⇒ 令和3年6月30日までに申請

事務連絡

令和3年6月1日

市内指定認知症対応型共同生活介護 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長

指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する外部評価の実施回数の緩和に係る
手続きについて（通知）

日頃から、本市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外部評価の実施回数の緩和措置の適用を受けるためには、各事業所から本市への申請が必要となりますが、提出期限を下記のとおりとさせていただきますので、手続き漏れのないようお願いいたします。

1 提出期限

令和3年度緩和適用分：令和3年6月30日（水）消印有効 まで

※令和3年度以降、各事業所から市への提出期限は4月15日となっておりますが、本年に限り、上記のとおり延長されています。次年度以降は、4月15日が提出期限となる予定ですので、御承知おきください。

★この動画での説明する項目

1. 運営推進会議を活用した外部評価について
2. 計画作成担当者の配置基準の緩和

★この動画での説明する項目

1. 運営推進会議を活用した外部評価について

2. 計画作成担当者の配置基準の緩和

● 計画作成担当者の配置基準の緩和

概要	【認知症対応型共同生活介護★】
○ 認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。【省令改正】	

基準	
<p><現行></p> <p>ユニットごとに専従で配置。 ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。</p>	<p><改定後></p> <p>事業所ごとに専従で配置。 ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。</p>

		認知症グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型特定施設入 居者生活介護
計画作成担当者 (介護支援専門員)	配置員数	ユニットごとに1人以上 ↓ 事業所ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上	施設ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上
	人員要件	介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者	介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者 + 小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修修了者	介護支援専門員	介護支援専門員
	その他の要件	2ユニット以上の場合、2人の計画作成 担当者が必要となるが、いずれか1人が介 護支援専門員の資格を有していれば足りる (2人とも研修修了者であることは必要)。 ↓ 2人以上の計画作成担当者を配置する場 合、いずれか1人が介護支援専門員の資格 を有していれば足りる(全員が研修修了者 であることは必要)	—	—	—

● 計画作成担当者の配置基準の緩和 ②

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条第5項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、**指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと**に、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第119条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。

● 計画作成担当者の配置基準の緩和 ③

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（厚生労働省 解釈通知）

「第3 地域密着型サービス」の「五 認知症対応型共同生活介護」

③ 計画作成担当者（抜粋）

- イ 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所に1人以上置かなければならない。
- ロ 計画作成担当者を1人配置する事業所にあっては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。
- ハ 計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあっては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。
- ニ 前記ハの介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

以上で終了です。

御清聴ありがとうございました。

